

# 「クリエイターグッズ・ショップ運営業務委託」 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

## 1 件名

クリエイターグッズ・ショップ運営業務委託

## 2 履行期限

契約の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

## 3 履行場所

### (1) 常設ショップ

横浜市内

### (2) (1) 以外の業務

業務が履行できる任意の場所（受託者の事務所等）

## 4 業務目的

横浜にゆかりのあるクリエイターグッズ（クリエイターが開発に関わった商品）を販売するショップを設置・運営することで、クリエイターの創造性をいかした付加価値の高い商品の開発・改良や販路開拓を後押しし、「ビジネス×クリエイターの創造性」の取組を促進します。

## 5 業務概要

### (1) ショップ運営業務

ア クリエーターグッズを販売するショップの企画や内装デザイン、商品ラインナップの決定など、全体のデザインディレクション及びマーチャンダイジング

イ 売り場の確保（既存店舗内の販売コーナー等も可）や什器の造作など、横浜にゆかりのあるクリエイターグッズを販売する常設ショップの設置・運営

ウ 期間限定のポップアップショップやオンラインショップなど、常設以外のショップでの販売機会の拡大及びプロモーションの提案・運営

エ グッズ製作者との調整や販売員の手配、広報・PR、売上金の精算など、ショップ運営にかかる各種業務

### (2) ディレクション・コンサルティング業務

ア ショップでの販売を希望する、横浜にゆかりのあるクリエイターグッズ（アイデア段階も含む）の募集・審査・採択（審査基準の設定等も含む）

イ アイディアからのグッズ開発及び既存グッズの改良にかかるアドバイス・コンサルティング

### (3) 全体統括業務

全体の企画調整や業務の進行管理など

#### (4) その他

- ア 出品者の交流促進やさらなるグッズ開発等につながるイベントの開催
- イ 「ビジネス×クリエイターの創造性」のノウハウの共有や新規参画促進等を目的とするアニュアルレポートの作成

#### 6 成果品

- (1) アニュアルレポート（WEB掲載用）・・・電磁気媒体一式
- (2) 事業報告書・・・電磁気媒体一式

#### 7 提案にあたって留意すべき事項

##### (1) 文化芸術創造都市施策との連動

業務実施にあたっては、「texi yokohama」や「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018」などの文化芸術創造都市施策の各取組と可能な限り連動させてください。

(参考) texi yokohama <http://texi.jp/>

(参考) Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 <https://dance-yokohama.jp/>

##### (2) 費用負担等

受託者は、売場の確保（賃料等）、什器や備品の調達、それらの設置や撤去、原状回復など、ショップの運営に必要な費用のすべてを負担することとします。

なお、委託料の増額は行わないため、収支不足が生じた場合もクリエイターグッズ販売の収益等で補うものとします。

##### (3) 受託者は、業務の進捗状況について、クリエイターグッズの売上や人件費等を含むすべての運営経費の収支状況については月ごとに、その他のクレームや事故等については随時、横浜市に報告するものとします。

#### 8 その他

本業務委託契約は、平成 30 年度予算が平成 30 年 3 月 31 日までに横浜市会において可決された上、同年 4 月 1 日以降に契約書を交わすことによって成立します。予算の議決がなされないときは、成立しません。